

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－８ 業務継続体制（ＢＣＭ） Ⅲ－８－３ 危機発生時における対応 Ⅲ－８－３－２ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係） （１）災害地における金融上の措置 〔略〕 ①・② 〔略〕 ③ 手形交換、休日営業等に関する措置 銀行において、災害時における手形交換又は不渡処分、銀行の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。 また、窓口における営業ができない場合であっても、<u>A T M</u>等において預金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。 ④ 営業休止等における対応に関する措置 銀行において、営業<u>休止</u>等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して<u>A T M</u>等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に周知徹底するよう要請する。 （２）南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 <u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第４条に</u>	【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－８ 業務継続体制（ＢＣＭ） Ⅲ－８－３ 危機発生時における対応 Ⅲ－８－３－２ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係） （１）災害地に対する金融上の措置 〔略〕 ①・② 〔略〕 ③ 手形交換、休日営業等に関する措置 銀行において、災害時における手形交換又は不渡処分、銀行の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。 また、窓口における営業ができない場合であっても、<u>現金自動預払機等</u>において預金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。 ④ 営業<u>停止</u>等における対応に関する措置 銀行において、営業<u>停止</u>等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して<u>現金自動預払機等</u>を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、<u>その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底するよう要請する。</u> （２）南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時

改正後	現行
基づき作成された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の<u>払い戻し</u>、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。 ただし、銀行業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。 ① 事前避難対象地域（注１）内に本店又は支店等の営業所を置く銀行の巨大地震警戒発表時における対応について （注１）「事前避難対象地域」とは、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（以下「南海トラフ地震ガイドライン」という。）に規定する「事前避難対象地域」を指す。当該「事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。」と規定されている（注２、注３）。 （注２）「住民事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「住民事前避難対象地域」を指す。当該「住民事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対	情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の<u>払い戻し</u>、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。 ただし、銀行業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。 ① 事前避難対象地域内に本店及び支店等の営業所を置く銀行の巨大地震警戒発表時における対応について （新設） （新設）

改正後	現行
<u>象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている。</u> <u>(注3)「高齢者等事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「高齢者等事前避難対象地域」を指す。当該「高齢者等事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている(注4)。</u> <u>(注4)「要配慮者」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「要配慮者」を指す。当該「要配慮者」は、同ガイドライン中「用語集」において、「平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。」と規定されている。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
<u>イ. 住民事前避難対象地域内の対応</u> <u>a. 南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、住民事前避難対象地域内において、巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令され次第、営業休止の措置を講じる予定の営業店舗及びATM等については、顧客に対してポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により平時から予め周知することが望ましい。</u> <u>b. 営業時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、銀行において、住民事前避難対象地域内に所在する本店及び支店等の営業所の窓口並びにATM等における普通</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>イ. 営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、銀行において、本店及び支店等の営業所の窓口における営業は普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、</u>

改正後	現行
預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は<u>休止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口及びＡＴＭ等における普通預金の払戻業務も休止し、併せて、窓口及びＡＴＭ等における営業休止の措置を講じた旨を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に周知徹底するよう要請する。</u> <u>（削除）</u> <u>c. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、銀行において窓口及びＡＴＭ等における営業の開始又は再開は行わないよう要請する。</u> <u>（削除）</u> <u>d. 巨大地震警戒に伴う避難指示が解除された場合には、銀行において、可及的速やかに平常の営業を行うよう要請する。</u> <u>e. 発災後の銀行の応急措置については、営業所又はＡＴＭ等が業務</u>	店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に<u>窓口</u>における普通預金の払戻業務も<u>停止し</u>、併せて、<u>窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡をとりながら、現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。</u> <u>ロ. 営業停止等又は継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法については、銀行において、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。</u> <u>ハ. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、銀行において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡をとりながら、現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。</u> <u>二. その他</u> <u>a. 巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、銀行において、可及的速やかに平常の営業を行うよう要請する。</u> <u>b. 発災後の銀行の応急措置については、上記「（１）災害地に対する</u>

改正後	現行
<u>を休止している間を除き、上記「(1)災害地における金融上の措置」①～③に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。</u> <u>ロ. 高齢者等事前避難対象地域内の対応</u> <u>a. 高齢者等事前避難対象地域内において、営業時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、銀行が高齢者等事前避難対象地域内に所在する本店若しくは支店等の営業所の窓口又はＡＴＭ等における営業を休止する場合（注）には、まず普通預金の払戻業務以外の業務を休止することとし、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口又はＡＴＭ等における普通預金の払戻業務も休止し、併せて、窓口又はＡＴＭ等における営業の休止・継続の状況を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に周知徹底するよう要請する。</u> <u>（注）例えば、店舗における従業員が要配慮者等に該当したり、要配慮者等の避難を補助するため従業員が業務に従事できなくなったりするなど、高齢者等避難が発令により営業継続に必要な体制を確保できない場合などが考えられる。</u> <u>b. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、銀行において営業所の窓口又はＡＴＭ等における営業を休止する場合には、当該銀行が発災後の金融業務の円滑な遂行を確保できると判断するまでは、営業の開始又は再開は行わないよう要請する。</u> <u>c. 巨大地震警戒に伴う高齢者等避難が解除された場合には、銀行に</u>	金融上の措置」に基づき、<u>適時、的確な措置を講ずることを要請する。</u> <u>（新設）</u>

改正後	現行
<u>において、可及的速やかに平常の営業を行うよう要請する。</u> d. <u>発災後の銀行の応急措置については、営業所又はＡＴＭ等が業務を休止している間を除き、上記「（１）災害地における金融上の措置」①～③に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。</u> ② <u>事前避難対象地域外（南海トラフ地震防災対策推進地域（注））内に限る。以下②において同じ。）に本店又は支店等の営業所を置く銀行の巨大地震警戒発表時における対応について</u> <u>（注）「南海トラフ地震防災対策推進地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」を指す。当該「南海トラフ地震防災対策推進地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と規定されている。</u> イ. <u>営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、銀行において、事前避難対象地域内にある銀行の本店及び支店等の営業所向けの手形取立等の手形交換業務を休止するとともに、その旨を店頭に掲示し、顧客の協力を求めるよう要請する。</u> ロ. <u>南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、銀行において、事前避難対象地域内の本店又は支店等の営業所が営業休止の措置をとった場合であっても、事前避難対象地域外の本店及び支店等の営業所並びにＡＴＭ等については、居住者等の日常生活に極大支障を来さないよう、原則として平常どおり営業を行うとともに、その旨をポスター</u>	② <u>事前避難対象地域外に本店及び支店等の営業所を置く銀行の巨大地震警戒発表時における対応について</u> <u>（新設）</u> イ. <u>営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、銀行において、事前避難対象地域内にある銀行の本店及び支店等の営業所向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めるよう要請する。</u> ロ. <u>銀行において、事前避難対象地域内の本店及び支店等の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった事前避難対象地域外の本店及び支店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。</u>

改正後	現行
<u>の店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に対して周知徹底するよう要請する。</u>	